

本日、議員の皆様のご参集をいただき、11月県議会定例会を開会し、提出をいたしました諸案件のご審議を願うにあたりまして、その概要をご説明いたしますとともに、当面する諸課題について所信を述べさせていただきます。

その前に、本県の源泉徴収事務において不適切な処理が判明してきたことにつきまして、お詫び申し上げます。

まず今回の経緯から申し上げますと、近年、測量士や建築士などに対する料金等の支払いにおきまして、源泉所得税が徴収漏れとなっている事例が見受けられるとして、大津税務署長から県事業に係る源泉所得税の徴収の確認について依頼がございました。

これを受けまして、自己点検を実施しましたところ、本県におきましても、源泉所得税の徴収漏れが発生していることが判明したところであり、大津税務署と現在調整しているところでございます。

県民の皆さんからいただいた税金をお預かりし、また、法令に基づく適正な税の申告や納付をお願いしている私どもにとって、あってはならない誤りがあります。このような処理が行れたことにより、県民の皆さんの信頼を大きく損なうことになったことにつきまして、心より深くお詫びを申し上げます。

今後は、このような処理の発生の経緯や原因について、きちんと検証を行うとともに、源泉徴収制度の周知徹底や職員研修を行うなど、再発防止に向け、職員一丸となって取組を進め、県民の皆さんの信頼を一日も早く回復すべきと全力をあげてまいる所存でございます。

それでは、平成26年度当初予算の編成について申し上げます。

今年も、来年度予算編成の時期となってまいりました。

予算編成の背景となります我が国の経済の動向についてであります。内閣府の11月月例経済報告によりますと、「景気は、緩やかに回復しつつある。先行きについては、輸出が持ち直しに向かい、各種政策の効果が発現する中で、家計所得や投資の増加傾向が続き、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される。また、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要も見込まれる。

ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。」との判断がなされており、明るい兆しが見えながらも、引き続き、今後の経済動向について十分注視する必要があります。

本県の財政に目を転じてみますと、平成10年度以来、6次にわたる財政構造改革の取組により、財源調整的な基金残高や臨時財政対策債を除く県債残高については、一定の成果が表れておりますものの、依然として毎年多額の財源不足が生じております。

行財政改革方針の策定にあたり試算をした収支見通しにおいては、平成26年度は175億円の財源不足が見込まれているところですが、歳入面においては、税収の動向や地方財政対策等を見極めるとともに、歳出面においても、施策の緊急度、重要度を的確に判断し、より一層の「選択と集中」を徹底することにより、財源不足の縮減を図り、持続可能な行財政運営を確立する必要があると考えております。

こうした状況を踏まえつつ、未来に向けて安心を埋め込み、夢と希望の持てる社会を県民の皆さんとともに実現していくことが、県政に求められている大きな課題であります。

平成26年度は、現行基本構想の計画期間の最終年度であります。目標達成に向けた仕上げの年でもあります。基本構想における滋賀の未来戦略の考え方を踏まえつつ、8つの重点テーマに沿った施策を中心に、引き続き、先駆的・戦略的な施策に重点的に取り組むことによりまして、滋賀に住んでよかった、滋賀を終の棲家に、と言っていただけのような「住み心地日本一の滋賀」の実現を目指してまいりたいと考えております。

基本構想における未来戦略プロジェクトの達成に向けましては、これまで庁内で政策課題協議を重ねてまいりましたが、諸課題の解決に向け、関係部局が連携を密にし、また、後ろ向きになるのではなく、常に前向きに、力強く未来を拓いていくという気概を持って、最少の経費で最大の効果が得られるよう来年度予算編成作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、「危機管理センター」の整備について申し上げます。

9月に上陸した台風18号は、県内各地において、観測史上最大級の雨量を記録し、河川の氾濫や土砂崩れなどを惹き起こしました。

栗東市では、一人がお亡くなりになられたほか、その他の地域でも、家屋の損壊や浸水、道路や鉄道、河川などのインフラの損壊、農地の浸水など、県内全域にわたり大変深刻な被害をもたらし、県民生活や経済活動に大きな打撃を与えました。

「災害は、いつ、どこで起きるかわからない」という当たり前のことを、今回の台風により改めて思い知らされたところでもあります。「リスクを正しく知り、正しく備える」ことの大切さについて、再認識をしたところでございます。

また、これら風水害や地震などの自然災害のみならず、原子力災害や感染症、家畜伝染病など、県民の命や財産を脅かす事案は、近年ますます多様化、複雑化しております。

これらの危機事案に、迅速かつ的確に対応するための拠点施設として、「危機管理センター」を整備することといたしまして、平成24年3月に基本計画を策定以降、設計、入札などの手続きを行ってまいりました。ようやく、今議会に危機管理センター新築工事に係る請負契約についての議案を提出させていただくこととなりました。

センターは、危機事案発生時には、速やかに情報収集を行うとともに、自衛隊や消防、警察、DMAT、災害ボランティアセンターなどの防災関係機関と団体が一堂に集結することにより、情報を共有し、相互の調整と適時適切な意思決定を行い、迅速かつ的確な災害応急対策を展開するための「危機管理の拠点施設」であります。

一方、平常時においては、県民の皆さんの自助・共助につながる地域防災力の向上を図るための研修や交流機能、さらに、日常生活と防災・減災が結びつくような展示機能を備えるなど、県民の皆さんが気軽に参加・活用できる「情報の受発信の場」になるよう工夫する必要があると考えております。

東日本大震災や今回の台風18号などを契機といたしまして、県民の皆さんの防災や危機管理に対する関心が非常に高まっていることから、これらの期待に応えるためにも、危機管理センターが「安全安心の拠点」となり、「情報の受

発信の場」となるよう、ハード・ソフトの両面から一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「一級河川鴨川の河川敷およびその周辺における木材チップの無断放置事案」について申し上げます。

今回の事案は、全国的にも例がない極めて悪質な行為であり、琵琶湖を預かる知事として、心の底から怒りを感じております。

一方、時間が経過する中で、県として、早期に撤去してほしいという地元の皆さんの思いに答えられていないことを大変申し訳なく思っております。

また、この件に関する公文書の公開請求について、情報公開条例に定められた期限内に事務処理ができず、公開決定等の通知が遅れるという事案を招いてしまったことは、県民の皆さんの信頼を損なうものであり、深くお詫び申し上げます。

今後の対応につきましては、去る11月25日に高島市長の要請文に対する回答でもお答えをいたしました。関係者が撤去を行う意向を示したことから、撤去の実効性の確保に向けた折衝を重ねるとともに、年内に廃棄物として適正に撤去するよう強く求めているところでございます。

引き続き、早期撤去に向け精一杯努力し、一刻も早く地域の皆さんの不安の払拭につながるよう、最善を尽くしてまいります。

次に、「滋賀県流域治水の推進に関する条例案」について申し上げます。

本条例案については、「豪雨災害から一日も早く県民の皆さんの命と財産を守りたい」との強い思いから、9月県議会に提案させていただきました。

先の9月県議会では、本条例に関し、議員の皆様から主に3点のご指摘をいただきました。1点目は「住民や地元への説明が不十分であること」、2点目は「住民への罰則規定が問題であること」、3点目は「具体的な河川整備計画を作ること」についてであり、これら3点を主な理由として、継続審議となったところでございます。

9月県議会以降、これらのご指摘をいただいた事項について、執行部一丸となって、日夜、対処してまいりました。

具体的には、区域指定予定地域の住民の皆さんには、建築規制と罰則、また河川整備に関する事項を中心に、それぞれの地域の実情に沿った内容で、丁寧に説明させていただいております。現在、37ある自治会のうち、23自治会の住民の方々に説明をさせていただきました。残る14自治会につきましても、12月初旬には説明を終える予定でございます。

説明させていただく中で、特に建築規制について、条例制定後、直ちに区域指定がなされ、規制や罰則がかかるとの誤解がありましたことから、区域指定の手続きとしては、まず対象区域ごとに「水害に強い地域づくり協議会」を設立し、最悪の場合においても、命を守ることができるように、「建物のあり方」や「避難体制」などについて、地域の皆さんの合意のもと、まちづくりの中で「水害に強い地域づくり計画」を策定していただき、その上で、指定を行うことなど、丁寧に説明させていただいております。

また、「罰則」については、こうした地域で決められたルールを破るような悪質な行為があった場合に備えたものであり、法制上も必要な仕組みであることを丁寧に説明しております。

さらに、河川整備計画については、「中長期整備実施河川の検討結果」に基づきまして、より具体的な5か年程度の河川整備の実行計画をとりまとめ中であり、また、「地先の安全度マップ」で明らかとなった水害リスクの高い地域に対しましては、関連する河川の重点的な維持管理を含めた整備を進めることとしております。

このように、9月県議会で継続審議の理由とされました、3点の課題については、一定の方向が見えてきたものと認識しております。こうした情勢を踏まえ、改めて「滋賀県流域治水の推進に関する条例案」について、本議会でのさらなる審議をお願いしたいと考えております。

それでは、今議会に提出しております案件の概要につきまして、ご説明申し上げます。

まず、予算案件でございますが、

議第186号および264号は、一般会計の補正予算でございます、

議第186号は、台風18号被害への追加対応として、道路や河川、土地改良などの公共事業や、湖岸漂着物への対応、また文化財保存修理への補助などを行うとともに、国の経済危機対策により設置した基金の有効活用を図るため、県産材を活用した木材公共施設等の整備や私立幼稚園が整備する遊具等への補助を行うものでございます。

これらの結果、一般会計の補正予算額は、総額で32億4,651万1千円の増額補正を行おうとするものでございます。

また、議第264号は、滋賀県営都市公園のびわこ地球市民の森につきまして、指定管理者と協定を締結するために必要となります債務負担行為を追加しようとするものでございます。

議第187号は、流域下水道事業特別会計の補正予算でございます、矢橋帰帆等公園および苗鹿公園につきまして、指定管理者と協定を締結するために必要となります債務負担行為を追加しようとするものでございます。

次に、条例案件でございますが、

議第188号は、滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定しようとするものでございますし、

議第189号は、気象業務法等の一部改正により、特別警報が新設されたことに伴いまして、この特別警報発令下において対象業務に従事した職員に対し特殊勤務手当を支給することができるようにしようとするものでございます。

議第190号は、この後ご説明いたします使用料および手数料等の見直しの一環といたしまして、納税証明書の交付手数料の額を改定しますとともに、災害被害者について、この交付手数料を免除することができるようにしようとするものでございますし、

議第191号は、近江八幡市の沖島が、離島振興対策実施地域に指定された

ことを受けまして、同地域における県税の課税免除について定めようとするものでございます。

議第192号から203号まで、また、議第205号から216号まで、および議第218号から232号までは、いずれも使用料および手数料の額ならびに利用料金の上限額の改定を行おうとするものでございます。

現行の使用料および手数料等につきましては、平成21年4月の改正以来、来年の4月で5年が経過いたしますこと、また来年4月から消費税および地方消費税の税率が引き上げられますことを踏まえまして、今般全項目を対象に見直しを行ったところでございます。

見直しに当たりましては、行政サービスを受ける方に、その受益に応じて適正な負担をしていただくという受益者負担の原則に立ちまして、原価計算により所要経費を把握し、これに対する負担のあり方を検討した上で、適正な料金に改定しますとともに、

消費税および地方消費税の課税対象であります料金については、税率の引き上げを適切に料金に転嫁しようとするものでございます。

議第204号は、本年度から事業が開始されます日野川地区国営土地改良事業につきまして、土地改良法に基づく負担金を徴収することができるようにしようとするものでございますし、

議第217号は、社会教育法の一部改正に伴いまして、社会教育委員の委嘱の基準を定めるなど、必要な規定を整備するため、滋賀県社会教育委員の定数、任期等に関する条例の全部改正を行おうとするものでございます。

議第233号は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正に伴い、条例において新たに委員の任期を定めようとするものでございます。

次に、その他の案件でございますが、

議第234号から238号までは、契約の締結について、議第239号は、契約の変更について、議第240号は、財産の取得について、議第241号は、

財産の取得の変更について、議第242号は、奨学資金貸与金に係る請求訴訟の提起について、議第243号は、貸付金返還請求事件等の和解について、議第244号から246号までは、琵琶湖流域下水道の管理経費に係る市町負担金を定めることについて、議第247号から261号まで、および議第265号は、指定管理者の指定について、議第262号は、平成26年度において発売する宝くじの発売総額について、議第263号は、滋賀交通ビジョンの策定について、それぞれ議決を求めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。